

阿賀野市地域公共交通協議会規約の一部を改正する規約（案）

阿賀野市地域公共交通協議会規約の一部を次のように改正する。

第 1 条中「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に改める。

別表法第 6 条第 2 項第 2 号委員の部公共交通事業者の款東日本旅客鉄道株式会社新潟支社の項中「総務部企画室長」を「総務部企画戦略室長」に改める。

附 則

この規約は、令和 3 年 6 月 28 日から施行する。